

## 会 議 録

会議の名称	第2回 戸田市自治基本条例推進委員会
開催日時	令和4年7月12日(火) 午後7時00分~午後8時00分
開催場所	戸田市役所5階 大会議室A B
委員氏名	横山 誠                      岩本 恭幸                      木本 篤史 芳賀 良                      細井 翔太                      宮澤 正 小野塚 加代                      宮澤 浩二                      峯岸 義雄 矢澤 青河                      牧野 秀平                      長尾 愛子 松下 啓一  ( 委員長      副委員長 ) ( 出席      欠席 )
説明のために出席した者等	
事務局他	市民生活部協働推進課 峰岸課長、川原副主幹、秋山主任
議 題	( 1 ) 戸田市自治基本条例について ( 2 ) その他
会議の経過	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会 委員の紹介</p> <p>2 挨拶 横山委員長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>議題 ( 1 ) 戸田市自治基本条例について</p> <p>条例の読み合わせについての進め方について説明。</p> <p>条例の前文から、おひとり 1 条ずつ読み上げをしていき、その都度松下委員から解説をいただく</p> <p>横山委員長から条例の読み合わせを始める</p> <p>松下委員が 1 条ずつ解説していく</p>
松下委員	<p><u>松下委員の解説の要約</u></p> <p>条例制定の目的は「誰もが暮らしやすいまちを作る」ということ。それには、「話し合い・助け合い・協力する」、つまり「人と人のつながりを大事にしながら作っていく」ことを掲げ、2 年かけてそれを実践しながら条例制定に至ったのが戸田市の大きな特徴である。</p> <p>第 3 条 ( 定義 ) ( 1 ) の市民は、戸田市に関わりを持つ人すべてを市民とみなしている。【資料 4 - 1】で、戸田市在住者のうち約 6 1 パーセントが日中は市外で従業・通学し、市外から約 5 3 パーセントが戸田市内に従業・通学で来ている。つまり、戸田市に関わりを持つ人は在住者だけではないことがわかる。</p> <p>第 4 条 ( 協働の原則 ) 3 者「市民・議会・行政」が協働することを謳っている。他市町村では条例の最後の条に載る内容で、最初に載せたのは戸田市の特徴である。【資料 3】で「協働」という言葉の意味を記載したが、3 者がそれぞれの強みを最大限に発揮し、まちを作っ</p>

<p>委員長</p>	<p>ていくということである。</p> <p>第5条（参加・参画の原則）まず「市民」を挙げ、市役所の仕事に「参加」するだけでなく、まちをつくる様々な団体の活動に「参画」すること。まちをつくっているのは市役所だけではないということである。</p> <p>第6条（情報共有の原則）市役所の情報だけではなく、みんなの情報を出し合ってよりよいまちづくりを進めていこうということである。</p> <p>第7条（協議の原則）この条例の特徴の1つである。市民と市役所だけでなく、市民と市民、議会とNPOなど、様々な協議があり、お互いが認め合い、話し合うことをまちづくりの基本原則としている。</p> <p>第9条（市民の役割）市民はまちづくりの担い手として「市民相互の連携を図って地域課題を自ら解決する意識を持つ」、つまり一人一人が自ら意識をもって行動するということである。</p> <p>第10条（市民活動団体の役割）次代を担う「子どもや若者」の参加も市民活動団体の重要性と共に規定している。</p> <p>第11条（議会の役割）議会は市民の後押しをするということ。</p> <p>第14条（職員の役割）市民と行政職員とのわだかまりをなくし信頼関係の構築に努めること。</p> <p>第15条（行政運営）地方自治法の改正で市町村の基本構想策定に係る議決の義務付けが廃止されたが、市は今後もこの条例により総合振興計画の策定と行政評価の実施及び結果公表を確実に行うこととし、その際は必ず市民を入れることとした。</p> <p>第18条（情報の共有）災害等の緊急時に、最小限度の個人情報の提供が市民と行政の双方から行われるような環境になるように規定されている。</p> <p>第20条（戸田市自治基本条例推進委員会）この委員会の役割は市民が自ら考え話し合い、助け合い連携、協力することを奨めるしくみを提案すること。</p> <p>大変分かりやすい解説をありがとうございます。皆さんの方からご質問とか、より深堀していきたいところがあると思うが、これから2年間ご一緒していく中で、先生とお話や、ご質問していただければと思う。</p>
------------	---

	<p>議題（２） その他</p>
<p>松下委員</p>	<p>議題（２） その他の説明の前に、【資料４ - ２】について説明する。【資料４ - ２】の人口動態のグラフをみると戸田は 20 代が転入超過となっている。若い街であるのが、戸田市の強みである。40 代 50 代は逆に転出超過になっている。そのため、若者をターゲットにしていくのが重要と考える。</p>
<p>事務局</p>	<p>【資料４ - ２】については、過去 3 年間の戸田市の転出と転入人口の推移についてである。戸田市の人口は微増になっていて、グラフの形状も 3 年間大きく変わることはなかった。</p> <p>また、資料の他に委員に「ポケットデータ戸田（令和 4 年）」を配布した。毎年戸田市が作成しているもので、様々な戸田市のデータを簡素に記載している。戸田市の特徴を知る上で一つの参考になればと思う。ここ数年で人口増加と共に、交通量も増えているという印象である。</p>
<p>事務局</p>	<p>議題（２） その他について</p> <p>【資料 5】の令和 4 年度の戸田市の行事予定について</p> <p>コンパル祭りでは残念ながら啓発活動をする事ができなかったが、今年度啓発活動をするにあたって、今年度予定されている行事について簡単にまとめさせていただいたものである。コロナが増えている状況で、行事ができるかどうかはわからないが、今のところ戸田市では、イベントについては、今のところ今年度は通常に近い形で実施していく予定である。今後の啓発活動の参考にしていただければと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>以上で本日の議事についてはすべて終了した。皆様からご質問等はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど戸田市は若い街ですね、という話がありましたが、私の地区は西川口の近くであり、居住者の外国人の割合が 20 パーセントを超えている。そのため私たちの地区では若い人たちは外国人の方が多い。外国人のごみの問題、マナーの問題などのトラブルをどう解決していくかが課題である。確かに若い街ではあるが、外国人の方たちも多くなっているということをお頭の片隅においていただきたいと思います。</p>

委員長	戸田市の人口約 14 万に対して 7000 人位の外国人がいる。大体 5 パーセント位である。
委員	戸田市内でも、我々の住んでいる地区は 20 パーセントを超えている。外国人が多い地区もある。
委員長 委員	とても重要な課題であると思う。 条例の中の見直し規定について、これは市長が必要に応じて諮問するという内容になっている。そういう機会は誰が発案するのか。
事務局	市長からの諮問によって、条例の見直しがされる。
委員	毎回この委員会で条例の見直しについて議論している。
委員	我々が委員会において条例の見直しの必要性について、市長に挙げて、市長から形式的に諮問されるということである。
委員	いろいろ不足があるようなら、施行から随分時間が経っているので条例の見直しが必要ではないか。
委員	条例文を直すということはあまり意味がないことで、それよりも条例の中身を充実させていこうと議論を進めてきた。例えば参加のしくみなどを議論する中で条例の中身を充実させていこうということである。
委員	そうだと、今回の我々のテーマは今回の市長からの諮問について市民参加を促進していくということか。
委員	そうである。まさに市民参加を促進していく。もっと内容について充実させていこうという内容である。
委員	回答する期限はどのようになっているか。
事務局	第三期では中間答申するように諮問に入っていたが、今回は最終答申のみの予定である。

委員	言葉ではなく、具体的に若い人が参加する制度ができたとか、zoomなどを使った仕組みができたとか、そういう仕組みを作っていきたい。
委員	例えば委員会の中で女性委員の割合を増やすとか、若い人を増やして年齢層をまんべんなくするといったご意見が以前あった気がするが。
委員	若い人をある程度入れていくとか、そういう議論もしていく。この委員会は若い人たちが比較的多いので、委員会としても具体的な努力をしているのだと思う。
委員長	<p>他にご質問等あるか。</p> <p>特になし。</p>
事務局	<p>4 事務連絡</p> <p>次回の推進委員会については令和4年10月に開催予定である。</p> <p>5 閉会</p>